

審議会・委員会等の報酬はいりません。 議員提案で一部改正条例を可決

羽生市では、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」の規定に基づき、各種審議会委員や委員会委員に報酬を支給していません。

このうち、都市計画審議会、下水道審議会、融資審査委員会などに、市議会議員が議員の職として選任されており、他の委員と同様に、会議があつた場合に日額報酬を受けています。

委員として報酬を受けることについて、市議会議員のなかから「市議会議員は、別の条例の規定で議員報酬を受けており、議員の職として審議会や委員会に出席する場合は、報酬を受けるべきではないのではないか。早い時期に条例を改正すべきである。」という提案がされました。

この提案を受け、議会運営委員会で協議し、十月四日の本会議最終日に、議員提案として「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に

関する条例の一部を改正する条例」を上程し、賛成全員で可決しました。

この条例は、十月七日に公布、施行され、この日以後、市議会議員が議員の職として審議会、委員会に出席した場合は、報酬を支給しないことになりました。

収入役が任期満了につき退任

鈴木哲収入役の任期が本年十月十九日をもって満了となるため、十月四日の本会議において退任のあいさつを行いました。

鈴木哲収入役の退任により、羽生市では、当面の間収入役を置かないこととし、羽生市収入役の職務代理規則に基づき、会計課長が職務代理を行うことになりました。

教育委員会委員の任命に同意

教育委員会委員のうち、田中沖委員（教育委員長）の任期が十月十九日をもって満了となるため、新たに岡戸正憲氏を任命したいとして、市長から同意を求められました。市議会では、同氏を適任と認め同意いたしました。

人権擁護委員候補者の推薦に同意

人権擁護委員のうち、小磯正委員の任期が九月三十日をもって満了となったため、引き続き同氏を推薦したいとして、市長から意見を求められました。市議会では、同氏を適任と認め同意いたしました。

九月定例市議会傍聴者数

- 九月二十一日……五十四名
 - 二十二日……十七名
 - 二十六日……二名
 - 十月 四日……二名
- 計 七十五名でした。

2ページから

地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更について
十月四日 認定・原案可決・同意

議案第五十三号 平成十六年度羽生市一般会計歳入歳出決算

議案第五十四号 平成十六年度羽生市国民健康保険特別会計歳入歳出決算

議案第五十五号 平成十六年度羽生都市計画事業南羽生土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算

議案第五十六号 平成十六年度羽生都市計画下水道事業特別会計歳入歳出決算

議案第五十七号 平成十六年度羽生市中小企業従業員退職金等共済事業特別会計歳入歳出決算

議案第五十八号 平成十六年度羽生市住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算

議案第五十九号 平成十六年度羽生市老人保健特別会計歳入歳出決算

議案第六十号 平成十六年度羽生市介護保険特別会計歳入歳出決算

議案第六十一号 平成十六年度羽生市水道事業会計決算

議案第六十二号 平成十七年度羽生市一般会計補正予算第四号

議案第六十四号 平成十七年度羽生市老人保健特別会計補正予算第一号

議案第六十五号 平成十七年度羽生市介護保険特別会計補正予算第一号

議案第六十六号 羽生市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例

議案第六十七号 羽生市産業文化ホール条例の一部を改正す

る条例
議案第六十八号 羽生市もくせいの里条例
議案第六十九号 羽生市勤労者総合福祉センター条例の一部を改正する条例

議案第七十号 公益法人等への羽生市職員の派遣等に関する条例

議案第七十一号 公益法人等に派遣された職員の災害補償に係る処遇の特例に関する条例

議案第七十二号 羽生市部設置条例の一部を改正する条例

議案第七十四号 羽生市在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例

議案第七十五号 羽生市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

議案第七十六号 羽生市火災予防条例の一部を改正する条例

議案第七十七号 財産の取得について(一)

議案第七十八号 財産の取得について(二)

議案第八十五号 平成十七年度羽生市一般会計補正予算 第五号

議案第八十六号 羽生市教育委員会委員任命につき同意を求めることについて

諮問第一号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

請願
十月四日
請願第一号 石綿対策を国に求める請願 (採択)

請願第二号 所得税増税に反対する請願 (不採択)

請願第三号 消費税増税に反対する請願 (不採択)